

新 J I C A の「新環境社会配慮ガイドライン(案)」、
「新異議申立手続要綱(案)」に関するパブリック・ヒアリング

日時：平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日 (木)

場所：J I C A 大阪 1 階 オリエンテーションルーム

【JICA 側出席者】

岡崎 克彦	JICA 審査部部長
杉本 聡	JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長
永井 進介	JICA 審査部環境社会配慮審査第二課

【一般参加の発言者】

小寺 宏倫	特定非営利活動法人関西 NGO 協議会
瀬良 香織	特定非営利活動法人関西 NGO 協議会
高橋 美和子	特定非営利活動法人関西 NGO 協議会

午後 1 時 4 5 分 開会

開 会

○ J I C A (岡崎) きょうは本当にお忙しいところありがとうございます。

新 J I C Aにおける環境社会配慮ということで、具体的には新 J I C Aが環境社会配慮の確認をするに際して、その指針となるガイドラインのドラフト、そしてそのガイドラインを J I C Aが遵守してるかどうか、遵守していないのではないかとということで、影響を受ける住民の方が異議を申し立てるためのツールとしての異議申立手続、これも従来あったものですが、その改定のドラフト、きょうはその二つの文書について、パブリックコンサルテーションということで、この場を設けさせていただきました。

実は昨年 10 月に新 J I C Aが誕生した際、あるいはその準備段階から、旧 J I C A、それから旧 J B I Cの円借款をやっている O D Aの業務ですね、この部分が J I C Aに移管されまして、新 J I C Aが誕生したわけですがけれども、旧 J I C A、旧 J B I Cそれぞれ、環境社会配慮確認のためのガイドラインを持っておりました。新たに新 J I C Aという組織ができるに当たりまして、その二つのガイドラインを一本化しなくてはいけないということで、検討をしてみました。ご存じのように、旧 J I C Aは技術協力の機関ということで、途上国に対して技術協力を行うに際して、ガイドラインを持っておりました。それから、旧 J B I Cは、プロジェクトを実際に円借款として取り上げる際に、環境社会

配慮がきちんとなされているかどうか、そのチェックをするための指針として、ガイドラインを持っておりました。この二つのガイドラインを一本化するという作業で、スライドの2枚目になりますけれども、有識者委員会というものを立ち上げまして、2008年の2月から、合計30回の議論を重ねてまいりました。この有識者委員会には、学識経験者、NGO、産業界、そして日本政府関係者、それぞれから4名ずつの委員をお願いいたしまして、議論をしてまいりました。その結果につきまして、きょうはご報告をさせていただくということでございます。12月6日締切で、現在JICAのホームページにアクセスしていただきますと、そのトップに理事の公募ということと、それから環境社会配慮ガイドラインのコメント募集ということで、今、パブリックコメントを求めているところでございます。きょうは、私どもから、この新しいガイドラインと異議申立手続の内容、特徴についてご説明をさせていただきます。皆様からのご意見やご質問を頂戴しますが、目的とするところは、パブリックコメントを幅広く集めたいということにございますので、きょういただくご意見、それからきょうの説明を踏まえて、皆様の方でいろいろとご議論をいただいたコメントを、ぜひお寄せいただきたいと思っております。具体的なガイドラインとか、異議申立手続の内容につきましては、審査部の中で環境社会配慮確認を担当しております、杉本課長から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○JICA（杉本） 杉本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、お手元の資料に沿いまして、ガイドラインの概要を説明させていただこうと思っております。

このハンドアウトの資料と、あとこのガイドライン（案）、三段表になっておりますけれども、一番左側が新しいガイドラインの案になっております。2段目が、現在のJICAのガイドライン、その右側にJBICのガイドライン、この三つを対比するような形で並べさせていただきます。

全体の構成ですけれども、体裁としましては、現行のJICAのガイドラインをベースにして新しいガイドラインを作っております。JICAのガイドラインの中で必要なものを残し、そこにJBICのガイドラインから、主に有償資金協力関係のものを持ってきて合わせています。それに際して必要な全体のまとめ等の調整を行っている。全体としてはそういった形になっております。

まず、序がありまして、ページをめくっていただきますと、2ページに第1章ということで、基本的事項というところがございます。この基本的事項では、理念ですとか、目的、

定義ということで、全体のこのガイドラインの方針、考え方、そういったものを説明をさせていただきます。

少しめくっていただきますと、7ページになりますけれども、ここで7ページの真ん中あたりに、環境社会配慮のプロセスということで、ここから第2章が始まります。この環境社会配慮のプロセスですけれども、ここはスキーム、共通で具体的に環境社会配慮閣議を行っていく場合に、どういった考え方に沿って行われているかということで、下のオペレーションにおける配慮の基本的な考え方をここで述べております。

さらにめくっていただきまして、14ページになりますけれども、ここで第3章ということで、環境社会配慮の手続がこの頭のところから書かれております。新しいJICAになり、旧JICAで行っていた事業に加え、旧JBICが行っていた円借款が入ってきておりますので、スキームが複数入っております。これを全て取りまとめて書くことが難しいため、全体の構成としましては、この第2章のところ共通の考え方、基本的な考え方を書いておりまして、具体的な個別のスキームに関係するような手続については、この第3章の環境社会配慮の手続の中で、場合によってはスキーム毎に、まとめられるものはスキームを横断的にまとめて書くという形で、ちゃんとこの業務関係のところは第2章、第3章にまたがって書かれているという構成になっております。

それで、いろいろと対象にするものがありますので、こういった構成になっているという次第です。

構成の点でもう一つだけ申し上げますと、いわゆる本文はめくっていただきますと23ページの上半分まで、ここがガイドラインの本文になっておりまして、23ページの途中からは、別紙1というセクションです。この後、別紙2、3、4、5ということで幾つか別紙がついておりますが、この別紙1につきましては、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮ということで、実際相手国がプロジェクトを準備する場合に、どういった点を守る必要があるのか。それをJICAの側から言いますと、どういったことをこのプロジェクトについて、きちんと行われているということを確認しなければいけないのかということが、この別紙1の内容で規定されています。そういったガイドライン（案）の全体の立てつけ、構成はこのようになっております。

それで、本日のパワーポイントの資料ですけれども、大筋はこのガイドライン（案）に沿いまして、第1章から、特に重要なポイント及び新しいガイドラインで新しく盛り込まれた点について、ハイライトしてご説明させていただこうと思っております。

まず、ハンドアウトの2枚目をごらんいただきますと、環境社会配慮とはということで、ここに定義と目的を書いております。実際にガイドラインの方で見いただきますと、3ページに定義というところがございまして、ガイドラインの中で用いる定義をいろいろ書いておりますけれども、例えばここで、1番、5番、8番、9番、このあたりが環境社会配慮に関するそもそもの定義ですとか、環境社会配慮調査とは、環境社会配慮の支援、環境社会配慮の確認といったガイドラインの根本になるところをいろいろと定義しております。

主なポイントはこのスライドに書かせていただいているとおりでして、自然環境のみならず社会環境についても配慮するというのが一つ特徴ですが、これは今回初めてということではなく、現在JICA、JBICのガイドラインでも、社会ということがそのガイドラインのタイトルからして入っておりますので、両者は基本的に同列に扱われております。これを事業開始前にきちんと見定めるということが、一つポイントになっております。

続きまして、ガイドラインの目的ということで、少し戻りますが、本文ですと2ページ一番下の箱に、目的というのが書かれておりますけれども、ここで言わんとしておりますところは、このスライドにまとめてあるところでして、JICAの責務、手続、JICAは何をしなければいけないかという点と、あと相手国が何を守らなければいけないか。JICAが支援する事業として、どういったことを満たしていることが必要かということが入っております。

これは、相手国等に必要な、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、これについて、必要に応じてJICAが支援を行うこともありますし、ガイドラインに基づいてこの内容を確認していくということを行っております。

全段の構成要素ということ、次に説明させていただきますと、ここは実はガイドラインですと、少しページをめくっていただきまして、5ページに1.5ということで、下の方になりますが、JICAの責務。めくっていただきまして6ページに、相手国政府に求める要件ということが書かれております。このそれぞれにつきまして、その後ろの別紙なり、後ろの章を参照するというように書かれておりますので、具体的にどういうことかということ、この1枚スライドにまとめさせていただきました。このガイドライン案が、先ほどの紹介させていただいたこの本文と別紙の二つに分かれておりますが、本文では主に、JICAが何をしなければいけないかという事項、別紙が、相手国がプロジェクトを

検討・準備するに当たり何を環境社会配慮の上で考えなければいけないかという事項、そういったことを規定しております。ですので、一つの物事の流れとしましては、この別紙1に従って相手国がいろいろと案件準備を進めますと。その中では、きちんと住民協議をやってくださいですか、情報公開をちゃんとその国でやってくださいということが、この中では主に定められておまして、いわばそれを満たされないものについては、我々としてはそこをきちんと担保されないと、支援することはできませんよというようなレスポンスになるわけですね。それを、本文にある手順に従って、具体的な内容が満たされているかどうかということを確認をしております。ですので、本文は主に手順を書いてまして、別紙は中身について書いていると、そのような立てつけになっております。

続きまして、基本方針ですが、これはガイドラインでいきますと4ページの一番下の箱から5ページにかけてであり、ここに書かれてあることを整理したのが、このスライドになっています。

このスライドの中で②から⑧に該当するところが、本文5ページの重要事項1から7で書かれております。主に5ページです。この①の影響の回避または最小化、これが一番のそもそもの基本的な考え方ですけども、これが4ページ目の箱の中に書かれております。ちょっと文章が長いものですから、要は何かということ抜き出したものが、この基本方針の考え方になっています。

ここで二つハイライトさせていただければ、一つがこのステークホルダーの参加を求めるところが、今回のガイドラインの中ではより間口を広げるといいますか、充実させるということ。あと、この6の積極的に情報公開を行うと、特にJICAが情報公開をしていくと、その辺を現行のガイドラインに比べると強化しております。具体的な内容はまた後ほどご紹介させていただきます。

では、そのガイドラインが一体何に適用されるのかと、ちょっと先ほどもお話が出ましたけれども、これを書いておられますのが、ガイドラインでは7ページの一番上のところに、1.7ということで、対象とする協力事業という箇所です。ここにあります五つのスキームが、ガイドラインにも書いてありますけれども、基本的にこれは、①の有償資金協力はJBICのガイドラインの対象で、③から⑤につきましては現在のJICAのガイドラインの対象にしている部分。この②の無償資金協力につきましては、これまでは外務省が担当していた要は無償資金協力の本体部分に該当しますけれども、その大半がこの新JICAの発足に伴ってJICAに移管されましたので、ここは新しく今回のガイドラインで対

象にするということが規定されています。ですので、この図にありますとおりこの外務省からきた、ここにきたのが2番の無償資金協力という形になっております。

技術協力は、従来のJICAのものがそのまま来ておりまして、有償資金協力がJBICのものから来ていると。新しく、新JICAとして発足した主な事業について、ガイドラインの対象にするというところが、この適用の対象になっています。

以上、第1章のガイドラインの基本的な考え方については、これまでにご紹介したスライドでご説明したところですが、ここは、大きく変わったと言いますよりは、従来の考え方を基本的にはそのまま引き継いでおりまして、その中で具体的にはこれから説明させていただきますとおり、必要なポイントについて、今回より拡充を図っているという内容になっています。

引き続きまして、このガイドラインの7ページの環境社会配慮のプロセス以降につきまして説明させていただきますが、ガイドラインの分量も多いため、スライドではガイドラインの2章、3章にまたがっている内容をある程度トピック別に絞りまして、なるべく新しいポイントを中心に整理するという形で資料の方をまとめておりますので、そこを中心にご説明したいと思います。

まず、情報公開の関係です。今のこのガイドラインでいきますと、まさに7ページのところで、2.1ということで情報の公開というものが、7ページの下半分をごらんいただきますと書かれております。ここは総論的な話になっておりますが、具体的な箇所ということでは、少しめくっていただいても恐縮ですが、例えばこの14ページをお手数ですがごらんください。ここでは個別の 절차를定めており、14ページの下の方の箱の3.1.2の例えば2.をごらんいただきますと、協力準備調査の実施決定前に何々、何々をウェブサイトで情報公開するというようなところが規定されております。もう一つめくっていただきまして、16ページになりますけれども、ここで3.2.1ということで、環境レビューという、実際審査をやる手続について定めた箇所がありますけれども、この2、3、ここでいろいろと事前に情報公開を行うということを定めております。

こういったことをまとめますと、スライドに示させていただいております図になっていまして、JICAの業務が進むに従って、そのポイント、ポイントで出てきますいろいろな環境社会配慮の関係の情報、文書等をそれぞれ情報公開をしていくということです。その具体的な内容は、この右側に書かせていただいておりますが、これはそれぞれ、ガイドラインから関係する部分を抜いて整理をしておりますけれども、一つ、今回のガイドラインで

新しくなったところを説明しますと、最初に協力準備調査の実施決定前に案件概要、カテゴリ分類、情報公開という箇所があります。この協力準備調査というのは、JICAになって新しく導入されて、案件形成をJICAの資金により実施していくという機能ですけれども、これを決定して調査を始めてしまう前に、こういった内容のもので、こういった環境社会への影響があると考えておりますということを事前に情報公開して、必要があればいろいろな方からのご意見をいただいて、そういったものも踏まえて調査の組み立てをしていこうというものです。ですので、なるべく早目、早目に、情報公開をしていこうという取り組みも一つになっております。

なるべく早くに加えて、いろいろなより多くの情報を出していこうということが、有識者委員会の方でいろいろと議論になりましたが、具体的にご紹介しますと、例えばこの環境レビュー前に情報公開をするものの中で、①については、案件形成を行う協力準備調査を行った後、実際に環境レビュー、その案件についての環境社会配慮の確認をする前に、その検討材料としての報告書を公開して、何かご意見があれば伺えるような形にしています。また③については、住民移転計画及び先住民族計画、これらはそういったものに該当するような案件の場合ですけれども、こういったものを作成する案件の場合には、これまで②にあります環境アセスメント報告書は情報公開をして、実際に希望する方には閲覧いただいていたのですが、③についても、これまでは提出を求めるだけであったのが、今後は情報公開を行い、希望する方には日本国内でも見ていただこうということで対応していこうと考えています。

また、一番下のところで、モニタリング段階における情報と、実際事業を実施していく中でいろいろとこの状況について説明する、問題があれば報告してもらおうという体制をとっておりますけれども、その情報についても、相手国の了解を前提に、これをJICAが公開していこうという形をとっています。ですので、この案件の始まりから実施、終了までの間にかけて、出せる情報についてはいろいろと出して、何かコメントがあればいただいいていこうということで考えています。以上が、情報公開についての主なポイントです。

続きまして、第三者からの助言ということで、現行のJICAガイドラインには、環境社会配慮審査会という第三者機関を設置するということが定められています。これがどのように今回のガイドラインで扱われているかという件については、名称は、環境社会配慮助言委員会としておりますが、第三者的な機関ということで常設をしまして、主にカテゴリAの案件について、いろいろと専門家の方々からアドバイス、助言をいただこうという

機能は、引き続き残していこうということで考えています。具体的な規定につきましては、ガイドラインの11ページをごらんいただきますと、この下から二つ目の箱に、2.7という箇所が出ております。ここに、環境社会配慮助言委員会における助言という項目がありまして、ここでのポイントを整理しましたのがこのスライドになっています。一つ、ここでもやはり、先ほど情報公開でも案件の初期段階から実施、終了までということで申し上げましたが、ここでも案件の準備の段階での助言に加えまして、実際に環境レビューという本体の案件を検討していくという段階、案件の実施についてモニタリングをしていくという段階でも、JICAから説明・報告を委員会に対して行い、必要があればそこで助言をもらって、業務に反映をして対応をしていこうとそういった体制を、これはスキームに限らず、ですので無償も有償も、横断的に実施していこうということで考えてます。

以上の二つが大きく変わっている点ですけれども、続きましての二つのスライドは、実際この手続の中でどのような変化が出てきたのかということ、業務の項目に従って整理をしています。

まず、提出を求める書類として規定していますが、この環境アセスメント報告書と住民移転計画、先住民族計画とあります。これは先ほどもご説明しましたとおり、住民移転計画と先住民族計画、特にこの先住民族計画については、今回のガイドラインで新しくそのものを規定しまして、そういった計画が必要であれば提出するということを書いています。冒頭、自然環境と同列で社会環境も扱うということをおし上げておりましたが、ガイドラインの中で次の項目にありますように、非自発的住民移転ですとか、この先住民族に関する意趣については、より具体的に突っ込んだ記載内容を心がけて対応しております。

このスライドにありますことは要約なのですが、具体的にガイドラインで見てくださいと、後ろの方にいっていただきまして、25ページをごらんいただけますでしょうか。

これは、別紙1の内容になっているところですが、この一番下の大きい箱、ここで非自発的住民移転について規定をしております。この項目自体はご覧いただくとおわかりのとおり、現行JICA、JBICのガイドラインにありますけれども、ぱっと見でもお分かりの通り、ボリュームがふえて次のページにまたがってきております。これは具体的にどういった内容で考えるべきかとの点を、より突っ込んで記述しようということで検討を行った結果です。次のページをめくっていただきますと、先住民族という項目がありますけれども、ここにつきましても、何を確認していくか、どういった対応が求められるかということ、より今回具体的に追記をしております。

これらの具体的な追記の主なポイントを、ここにこのスライドでご紹介させていただいておまして、住民移転については、可能な限り再取得価格に基づく補償額、きちんと影響を受ける人がどこかに移転するなりにしても、基本的には今と同じ生活レベルを維持できるような対応をすると。全住民族に影響がある場合には、きちんと事前にコンサルテーション、協議をやった上で合意形成を図っていくと。こういったものは、実は世界銀行のガイドラインと申しますか、セーフガードポリシーの中で規定されておまして、このガイドラインの中で、今ご紹介しました25ページ、26ページの中でも、これらの計画をつくる際には、世界銀行のセーフガードポリシーに書かれている内容が望ましいということで規定をしております。それぞれの箱の一番下のあたりをごらんいただきますと、世界銀行のセーフガードポリシーについて言及している箇所がございます。

これらが、社会面での拡充という点になっております。

続きまして、他にどういったことを拡充しているかという事項の続きになりますが、こちらのスライドをごらんください。

参照すべき国際基準ということで、これまでは、基本は現地の基準をきちんと満たすこと、その場合、いわゆる先進国の基準と差が大きい場合には、その差の内容をきちんと確認するということが規程されていますが、そこをもう少しレベルを上げまして、世銀のセーフガードポリシーと大きな乖離がないということを確認するというところまで言及をしております。

また、調査項目については、最近の新しい話として、労働安全を含む労働環境というものを社会環境の中に含めておりますのと、生態系と生物層につきましては、具体的にどのような配慮を行っていくのかということ、今回新たに規定しております。

ここまでの、この第2章、第3章の中で、今回主に委員会の議論を経て改定がなされた点、新しく追記された点に関する内容になっています。

資料のページをめくっていただきますと、環境社会配慮の手続の①、②、2ということで、2枚スライドがございます。これは、主には新しい業務フローに沿った形で、どのような環境社会配慮の手続がなされるかということ、ガイドライン（案）の中の見出しをちょっと抜き出しまして、一覧できるような形で整理したのになっております。具体的には、ガイドラインの中でいきますと、14ページから第3章ということで、環境社会配慮の手続について記載をしているところがありますけれども、ここの中の主な項目を抜き出して、この2枚のスライドにまとめたというのになっております。

ちょっと順に上から追って見てみますと、今回、新しいJICAの機能の中で、案件の準備・形成をしていくという調査の業務が入っておりますので、そこもきちんと、何をしなければいけないということを定めようということで、記載されているのがガイドラインの3. 1. 2、14ページ、15ページにわたって記載されている点になっています。まずは調査のキーワード、どういった調査をするかということを決めるに当たっては、何をJICAは守らなければいけないかということはこの上半分の(1)のところでした、実際にこの調査内容が決まって、この調査を進めていくに当たって、どういったことをステップとして踏んでいかなければならないか、どういった点を必ず行った上でやっていかなければいけないかということ、この(2)の中で書いております。

ステップということでは、物事を独断専行で進めるのではなくて、きちんと関係者、特にプロジェクトによって影響を受ける人たちの意見を必ずきちんと事前に聞いて、情報公開した上で必要があればそれに基づいて案件の中身を修正しつつ、なるべくこの影響がない、どうしても影響が出てしまう場合には、それをどうやって最小化していくかということ、きちんと検討しつつやっていきたいと思いますということを具体的なステップとして書いているという内容になっています。

最後に、最終報告書ができればそれを公開します。また、調査が終わった後、それに引き続き案件を進めていくというケースが多く出てくるかと思いますが、そこでのステップも引き続き、このガイドラインの3. 2. 1で規定しており、これは16ページ以降になります。その案件が決定した後、どのように実施段階について、その計画として確認したことを実際担保していくかという点については、このガイドラインの3. 2. 2、これは18ページ以降になりますが、そこで規定をしております。

この審査段階の主なポイントとしましては、やはり先ほど情報公開のところに出てきていますけれども、事前に、環境なり社会影響の確認をするに当たって、JICAに提出された資料を事前に情報公開をしつつ、内容を検討していくということが上げられるかと思えます。その中で、どういった基本的な考えに基づいて、JICAとして作業を進めなければいけないかということもあわせて記載されています。

実施段階では、あくまでも事業を実施するのは相手国の実施機関なり政府ということになりますけれども、任せっぱなしということではなくて、そこに協力をしているということで、JICAとしてどういったことに責任を持ってこの事業を、環境社会配慮の面から影響が出ないように、事前にきちんと約束した対応をとっていくか、それをどう確認して

いくか、仮にそれが守られない場合、どういったアクションをJICAとしてはとっていくべきかということが、この3. 2. 2という章の中で書かれております。例えばここに、3)ということではありますが、第三者からいろいろ問題があるというような指摘があった場合は、あくまでもプロジェクトのオーナーは相手国ですので、JICAが何かまずアクションをとるということは、その関係上難しい点はありますけれども、そういう情報をきちんと相手国に伝え、こういった問題があるということで聞いています、それが事実であるとすれば、きちんとした対応をとっていかなければいけないということを促していく。もし、その段階でJICAとして相手国を支援していくことが何かできるのであれば、そういった手段もとっていくというようなことが書かれています。

また、この資料では抜けてしまっていますが、情報公開のところでも出てきましたように、モニタリング結果の公開についてもあわせて記載しています。

以上が、新しいガイドラインについて、物事を進めていく場合に、どのような手順でもって進めていくかということのご紹介になります。

ここまで見ていただいたのが、まさにこのガイドライン（案）の骨子になりますが、引き続き、お手元にもう一つ薄めの資料がございます。異議申立手続要綱案と名前がついておりますが、こちらの内容につきましても、あわせてポイントを紹介させていただこうと思います。

これは、JICA、JBICそれぞれのガイドラインについて、現在も存在しているものですが、一体これは何なのかということをご簡単に申し上げますと、このスライドの一つ目にありますように、JICAのガイドライン不遵守、JICAがきちんとガイドラインに書かれていることを確認していないということによって、何らかの被害が生じたというようなことがあった場合に、その影響を受けた住民が、JICAに対して異議の申し立てを行うことができる、きちんとこのアクションをとらなかったということで、こういった被害を受けたので、この問題を解決するなり何なり対応してほしいというような申し立てをできるという制度です。基本的に我々は、ガイドラインをきちんと守ってやっぴこうということで、日々努力はしておりますけれども、仮にそれがなされなかった場合に、どのような措置が講じられるかということでつくられた制度になっています。これも、その内容は、異議申し立ての手続要綱に書かれておまして、ガイドラインに比べますと、手続を順々に書いておりますので、一とお読みいただくと、比較的この内容はわかりやすいものではあるんですけども、ポイントをスライド2枚ほどでまとめております。

まず、この異議申し立てがなされた場合には、理事長直属で設置されている異議申立審査役の人たちが、その申し立てのなされた内容に関する調査を行って、解決に向けたJICAも含めた関係者の対応を促していくというところが、この手続要綱の中でまず一つのポイントとなっています。

本件も、現行JICAとJBICのものを比べた三段表になっています。一番左側が手続要綱案になっていますけれども、こちらの1ページ目の2.の目的ですとか、3.の基本原則、このあたりに書かれていることをまとめたものが、制度概要の①ということになっております。

この二つ目の記載にあります理事長直属のということは、この3.の基本原則の「独立性」ということで書かれておまして、ガイドラインの不遵守なのかどうなのかという話になりますので、そこはJICAの中で事業を行っていくような部署とは基本的に切り離された存在として独立して存在する、直接理事長に対して報告を行うような独立した存在として位置づけるということが、一つポイントになっております。

その概要の続きが、次のスライドになります。では何を対象にするのかということは、もちろんガイドラインの遵守・不遵守という話ですので、この異議申立手続要綱案が先ほどまでご説明しました、新しいガイドラインの適用対象になる案件、これがすべて対象ということになります。

また、いつからいつまで異議申し立てができるのかということにつきましては、ここにありますとおり、案件の検討開始から終了までということの規定しています。すなわち、協力準備調査で案件を形成していくその段階から、案件を検討・承諾し、実施し、案件ができ上がると。この一連のプロジェクトサイクルの段階、いずれの段階でも異議申し立てが可能という形になっています。このあたりは、実際にこの要綱案を見ていただきますと、例えばこの対象案件ということでは、3ページ目をごらんください。3ページ目の二つ目の箱、6.の対象案件というところが書かれています。ここで(1)から(5)とありますが、これは基本的にガイドラインが対象にしている案件と同じものがここに書かれています。この適用期間ということでは、次の4ページを開いて見ていただきますと、8.異議申し立ての機関ということ書かれております。スキームによって多少差異が出てくるところがありまして、(1)、(2)、(3)と分類して記載をしておりますけれども、新しいJICAとしてのオペレーションの中心を占める有償資金協力、無償資金協力については、この(1)ということ、案件の開始から終了まで、そこを対象にしているとい

うのが、一つポイントになります。あと、ここのスライドにはありませんけれども、誰が申し立てできるのかということは、3ページの7. に申立人の要件ということで規定されています。(1)にありますとおり、現実の被害を受けた、又は将来被害を受ける蓋然性が高いということが考えられる、当該国の2名以上の住民、一人ではなく複数でということなのですが、こういった人たちから話が出てくれば、この要件を満たした申立人ということで、受け入れ可能ということで規定をしています。

あとは、このプロセスですけれども、基本的に透明性を担保するというで、いろいろなものを情報公開しつつ進めていこうということになっておりまして、それがこの手続要綱ですと10ページになります。10ページに情報公開が書かれております。

ここで、最初に異議申し立ての申立書が出され、それを踏まえて調査結果を取りまとめるといったようなアクションがとられていきますが、そういった随時出てくるものについては、基本的に情報公開して、どういったやりとりがそこでなされている、検討がなされているということは、関係の方が随時見ていけるというようなことを基本的な内容にしております。

これが、異議申立制度の概要になります。実は後ろの方、いろいろとついていきますけれども、基本的にそこは申立書の文書例ですとかフォーマット類になっておりますので、手続要綱ということでは、この前半部分11ページまでが本文ということになっています。

こういった一連の動きを踏まえまして、JICAとして今後どのような取り組み、方向性を出していくのかということ、環境社会配慮の観点から幾つか出してみましたので、簡単にご紹介させていただきますと、まず一つは、協力準備調査ということで、案件の形成に関与すると、その後支援していくという機能が新たにできましたので、環境社会配慮という観点ではなるべく初期の段階から、そういった調査も使いながら、ガイドラインの手続に従って案件形成の支援をしていこうということに、JICAとしてもより積極的に関与していきたいと思っています。やはりいろいろと後になってから、あれができてない、これができてないと言ってももう正直遅いと。なぜもっと早くやっておかなかったのだということは、特にこういった分野については、影響が後々大きくなる原因になりますので、なるべく早期の段階からそういった調査で配慮を行って、いろいろなリスクを未然につぶしていくということが重要だというふうに考えています。ただそれは、配慮の質を上げるという観点では重要ではあるとは考えているのですが、もう一つ、あくまでも先ほど申し上げましたように、相手国が実施していく事業ということで、そちらのレベルアップなし

には、なかなか持続的に物事が進んでいかないということも、一方ではあると思います。これについては、このセンターもそうですけれども、途上国から行政官、技官等々を受け入れるという研修事業ですとか、日本から専門家をチームで送るような技術協力プロジェクト、また専門家の派遣、そういったものをいろいろと組み合わせ、相手国の例えば実施機関なり政府関係機関の制度改善ですとか、実施能力の強化というものを、あわせて図っていききたいというふうに思っています。ある意味、短期的にはJICAの方でいろいろと支援しつつというのはあるのですが、それを持続可能性を持たせていくということについては、やはり相手国のレベルアップが非常に重要、肝要だと思います。余りこちらとしても、本当はガイドライン、ガイドラインというのではなくて、相手国がきちんとやってくれるのであれば、それが一番望ましい姿だと思いますので、こういったものを組み合わせ、今後も引き続き取り組んでいきたいというふうに思っている次第です。

最後に、ガイドライン制定に係る今後の予定ということでは、先ほど触れさせていただきましたが、現在ホームページでパブリックコメントの募集をしております、12月の6日まで、45日間の募集受付期間となっております。

ここで皆様方から頂戴しました意見を踏まえて、その対応につき有識者委員会で再度議論をして、最終的な案分を固めたということで考えております。

ガイドラインに関する説明は以上でございます。どうもありがとうございます。

○JICA（岡崎） それではこれから、皆様からのご質問やご意見に基づいた議論の時間とさせていただきたいと思いますが、冒頭、ちょっと触れるのを忘れたんですが、このJBICとJICAの今あるガイドラインは、JBICのガイドラインが2002年の4月にできて、2003年の10月から施行されております。JICAのガイドラインが、2004年の4月から施行ということになっておりまして、いずれのガイドラインも5年以内に見直しをしましょう。その時点で実施状況とか、世の中の進展を受けて見直しをしようということになっておりまして、たまたまJBICのガイドラインのカウントからすると、2003年の10月に施行されてプラス5年ですから、2008年の10月となりますが、2008年10月の時点では、ちょうどJBICとJICAの統合で新JICAの誕生ということになりまして、そのガイドラインの見直しという作業は、もともとやらなくてはいけないことだったんですが、あわせて、新JICAの発足に伴って、円借款の業務の指針となっていたJBICのガイドラインと、それから技術協力の環境社会配慮の確認の指針となっていたJICAのガイドラインを一本化ということ、その作業が同じタ

イミグになったということがございます。実はきのうの名古屋で、この説明会をやらせていただいたときには、名古屋で出席された方々は、比較的JICAのガイドラインの内容をよくご存じでして、そのガイドラインの文案に基づくご質問とかご提案が多かったんですが、むしろきょうの説明に基づいて、皆様の方で内容をお読みいただいて、ここはよくわからないとか、あるいはこれはおかしいとか、これはこうすべきだという意見を、我々としてはパブリックコメントの形で出させていただきたいと思っております。もちろん、そういうご質問やご意見も結構ですし、そもそもきょうの説明にかかわらず、その環境社会配慮という観点から、こういった点はどういう議論があったのかとか、どう書かれているのかとか、そういったご質問やご意見も含めて、いろいろな忌憚のないご意見を、皆様から頂戴したいと思っておりますので、この後は皆様の方からのご意見やご質問にお答えする形で、進めたいと思います。よろしく願いいたします。

○一般参加者（瀬良） 少しプロセスの確認をさせていただきたいと思っているんですが、すべてのスキームというかプロジェクトについて、まずAだとかBだとかというカテゴリ分けをしてということだと思んですけども、それでAになったものは、審査部の方々が審査をされるという理解でよろしいんですか。

○JICA（岡崎） JICAの中での仕事のやり方は、今、瀬良さんがお話になったとおりです。プロジェクトの要請あるいは開発途上国政府、政府機関と常日ごろ向き合っているのは、JICAの東京にあります各地域部、それからあと課題部と言っている部隊ですね。それと在外の事務所ということになります。そういった部隊が開発途上国から、いろいろな形での要請を受ける。その要請を受けて、そのプロジェクトに対する協力を具体化させていくわけですが、その要請を受けたプロジェクトのうち、環境や社会への影響が比較的大きいと思われるものはカテゴリAと分類します。ですから、要請を受けた段階で、そのプロジェクトについてカテゴリ分類というのを行いますが、その影響の度合いが比較的大きいと考えられるものをカテゴリAとしております。これは、対象のセクターですとか特性で、例えば特性ですと住民移転がどのくらいいそうだとか、プロジェクトの近隣でその自然環境に影響を及ぼしそうな例えば国立公園があるだとか、プロジェクトの規模や、その与える影響の範囲でカテゴリ分類を決めます。これは手強そうだとするのが大体カテゴリAというふうにお考えいただければいいんですが、それについては審査部の方で、環境社会配慮が適切になされているかどうかということを確認をいたします。

カテゴリBというのは、これは同じようなことを地域部・課題部がやることになります。

カテゴリCというのは、この段階でもうこれは環境や社会に対して影響を与える可能性がほとんどないというものです。

それからもう一つ、カテゴリF Iというのがあるんですが、F Iというのは、これは financial intermediary のことで、金融仲介という意味なんですが、よく円借款で金融機関に対して貸付を行うことがあります。その金融機関が円借款を原資としていろいろなプロジェクトを取り上げていくことになります。審査の段階ではプロジェクトが特定できません。そういうケースをカテゴリF Iと分類します。ですからそちらの方は、逆に将来カテゴリAの案件が出てくる可能性もあります。カテゴリAが出てくれば、同じようなカテゴリAとして取り扱うという形になります。

○一般参加者（瀬良） ありがとうございます。

気になったのが、結局Aの案件がどれぐらいあるんだろうかということと、それを確認される審査部の方がどれぐらいいらっしゃるのかなというのが、ちょっと気になったんですけれども、多分これからやるものなので、どれぐらいというのは難しいと思うんですが、例えばこれまで使われたガイドラインでのカテゴリでどれぐらいあって、どんな感じで運用されていたかみたいなことをお聞かせください。

○JICA（杉本） これまでの大体状況ということですが、旧JICAのオペレーションの中では、大きくカテゴリAになるという可能性があるということでは二つありまして、一つが開発調査、例えば案件のFSですとか、マスタープランをやっていくというものと、あとは無償資金協力だったので、大体この開発調査については年間9件ぐらいがカテゴリAということで大体推移して、9件、10件ぐらいですね。あと、無償のカテゴリAについては、年に1件あるかないかです。比較的事業規模も小さいものですから、よほどのことがないと、カテゴリAになるという案件はなかったというのが実態です。開発調査については、その調査自体はコンサルタントの作業ですが、その調査の結果として、でき上がるものについて、例えば型の経済インフラであれば、その調査の中で、いろいろな配慮をしなければいけないということで、仕上がりのプロジェクトを見込んでこのカテゴリを振っていたということをやっているとして、カテゴリAが大体9件、10件、年間出ていました。例えば火力発電所の調査をやるということであれば、それをにらんでという形です。円借款につきましては、これまで、これは全体の比率になってしまうのですが、トータルで1年間に承諾する案件のうち、件数のベースで2割から3割ぐらいがカテゴリAに該当しているという状況です。残りがほとんどカテゴリBになり

まして、やはり有償でやる規模ですと、ほとんどカテゴリCのような影響がほとんどないか、ないという案件は、基本的にはほとんどありませんで、殆どがAかBかに分類されます。加えて少しカテゴリF Iが入ってくるというような状況になっていました。

○一般参加者（瀬良） ありがとうございます。

あともう一つ、先ほど円借款について、少しお話しいただいたので気になっているのが、外務省の方から最近、数カ月前なんですけれども、NGOの方に対して円借款の迅速化を図りたいというようなお話をいただいています、NGO側の方といたしましても、時間がかかり過ぎているというのも理解できる一方で、迅速化された場合に、ちゃんとガイドラインが担保されていくのかという懸念をすごく持っておりまして、そのあたりがきちんと担保されるのかどうか、現状でも二、三割がカテゴリAだということになってるんですが、今後、日本の企業の方がどんどん円借款で事業拡大みたいなことを図っていった場合に、本当にガイドラインがきちんと担保されるのかなという懸念が少しあるので、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○JICA（岡崎） 円借款の迅速化というのは、二つの観点から最近強調されてるんですね。一つは、日本企業の皆様からスピードアップをしてほしいと、要するに実現するまで時間がかかる、民間のビジネスのスピードとマッチしてないということです。

それからもう一つは、新興ドナーとの関係です。特に韓国はOECDの、今度DACに入ったということで、それなりに国際社会のルールを踏まえて対応してきてくれていますが、中国があつという間に援助を決めて、ほとんど中国企業や中国人がそのプロジェクトを実施してしまう。途上国の側で、あるいは関心を持っているNGOの皆さんが反対の声を上げる間もなく物事が決まってしまう、プロジェクトがどんどん、どんどん進んでしまうというケースが最近増えてきてると言われています。実際我々も経験上、日本が準備しながら、本体は中国が取ってしまう、というようなケースがあるんですね。新聞にも、最近ですと朝日新聞にフィリピンの事例が紹介されてましたけれども、そういう二つの側面から迅速化を図りたいということが言われております。ガイドラインの中にも、重要事項の7として、迅速性に配慮するということが書いてあって、環境社会配慮を行いつつ、事業実施に向けた迅速化の要請に対処するというふうには書いてあります。もちろん、円借款のプロセスで、必要以上に時間がかかっているところはスピードアップしなければいけないと思いますが、環境社会配慮確認を担当している我々の立場から言えば、迅速化することで環境社会配慮の確認、相手側が行う環境社会配慮が、十分に適切に行われてないと

いうことはあってはならないし、我々もその確認の作業を怠ってはいけないということだと思いますので、そこは両立を図っていくということだと思います。旧 J I C A が技術協力の機関ということで調査を行う、J I C A が行った調査と、例えば J B I C で円借款で取り上げることを想定されてたとしても、組織が違うということもありましたし、必ずしも旧 J I C A が行っていた調査が、旧 J B I C から見て、本当にそのニーズに合った調査かどうかということが現実問題としてありましたが、今度は一つ屋根の下で作業をしていきますので、当然その協力準備調査で調査を行う場合には、対象が円借款を想定しているものであれば、その円借款で取り上げることを前提にいろいろな作業、準備をしていきますから、そういったことで、従来二つの組織で分かれていたことから時間がかかっていた部分というのは、かなり短縮化されるだろうと思います。いずれにしても、環境社会配慮確認ということについて、迅速化の観点からそれを省略化することはないというふうにご理解いただいていいと思います。

○一般参加者（瀬良） ありがとうございます。

○一般参加者（高橋） ありがとうございます。パブリックコメントということで、一般市民が対象ということでちょっとお尋ね申し上げたいことが幾つかございます。

新しく統合してからの環境社会配慮助言委員会ですが、今こちら審査会というものを改名して、助言委員会というものができたということなんですが、これをもう少し具体的に、どのようにパワーアップされたとか強化されて、現行のものとどう違っているかということ、もう少しご説明していただけたらと思うんですが。その際に、メンバーですが、どういった人たちを選んでいるのでしょうか。やはり第三者的な機関ということですから、ある程度の独立性を担保しなければならない。大前提になると思うんですけど、やはりその辺が本当に独立した機関になるのかどうか。

これを踏まえて、もう一つお尋ね申し上げたい点がありまして、異議申立手続の方ですね。そこでも一つ新しく今までもあったんだと思うんですが、新しい機関ができましたよね。異議申立審査役ですね。これ、J B I C にベースがあったものを、やはりこちらも新しい形としてと思うんですけど、やはりこういったものを、どれだけ独立したメンバーを集めることができるのかということ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○J I C A（岡崎） 今回のこの検討が30回も議論が重なって、この種の検討の委員会としては、政府がやっているもの、あるいは地方公共団体がやっているようなものの中では、非常に時間をかけている方だと思うんですね。その中で一番議論になった点が、今、

高橋さんからご質問のあった、この環境社会配慮助言委員会というものをどう位置づけるかということでした。

まず、なぜそうなったかということなのですが、そもそもこの審査諮問機関というのは、ここの三段表でもわかりますように、JICAにはあったんですが、JBICにはなかったんです。従いまして、新JICAとして、これをどうするのかということが、当然議論になるわけです。二つを合わせた組織の人間からすると、JBICの人間からすると、こういうのは大変だし、めんどくさいという発想はあるし、それからJICAの方からするとやっぱり当然この委員会の権限を広げて、新JICA全体の業務に関係させるべきだという議論もありました。

まず名称なのですが、基本的には助言を得るための機関であるということには変わりません。第三者的な性格、第三者的な機関であります。メンバーは、当然、非JICAの人間から構成されます。従来のJICAでも公募ということで、JICAの仕事に比較的關係のある人から、専門をお持ちの学者、コンサルタント等々、あるいはNGOの方とか、そういった方々から成っています。新しい委員会でも同じような形で公募ということと、専門性ということで委員会のメンバーを選ぶことにしています。それで、その役割は基本的に助言を与える機関ということでご理解いただきたいんですが、そこをはっきりさせるということで、今回、名称を「環境社会配慮助言委員会」としています。というのは、意思決定ですね、これはあくまでもJICAが理事長のもとで最終的な判断を行うということで、その理事長が意思決定を行うに際して、専門的な立場から助言をするんだという、JICAと委員会との関係をはっきりさせましょうということで、委員会で議論がありました、こういう名称になっています。

それから、委員会とJICAのオペレーションとの関係ですが、従来はJICAの仕事に対してだけ、当然委員会として存在していましたので、そのJICAが技術協力を行うに際して、こういうふうには技術協力をやったらどうですかということで、アドバイスをしていたわけですが、JICAが技術協力を行った結果、今後、有償資金協力とか無償資金協力でプロジェクトが、同じJICAで具体化されていくわけですね。環境レビューと言っていますが、実際には環境社会配慮の確認をする段階でも、委員会で取り上げられた案件については、環境レビューの段階で、もう一度意見をいただくことにしています。さらにその案件について、今度はプロジェクトが実際に立ち上がって進行していくと、我々の立場がモニタリング段階に入っていきます。従、過去2回委員会で取り上げられたプロジェ

クトについては、モニタリングの結果も報告をして、そこでまたご意見をいただくということで、従来は、例えば円借款を前提に申し上げますと、プロジェクトの準備のところだけ関係があった委員会が、実際の環境社会配慮の確認をするところでも、委員会から助言をもらう。それから、プロジェクトが立ち上がってモニタリングの段階になったところでも、実際にそのプロジェクトが、適切に環境社会配慮が行われてるかどうかということ、我々の側から報告をして、それに対してまたご意見をいただくという形で、三つの接点があります。このことは、スライドでいきますと紙で4枚目の下の段に、今私が申し上げた三つというのは、①、②、③とありますが、まさにそのステップになります。大ざっぱに言いますと、旧 J I C A では、この①のところでは関わっていなかったんですね。それを新 J I C A では、本体事業を有償資金協力、無償資金協力で取り上げますので、②、③でも①で取り上げたプロジェクトについては助言をいただくという形にいたしました。

それから、異議申立手続につきましては、これは名称は違いましたけれども、J I C A と J B I C それぞれに、旧 J B I C では「環境ガイドライン担当審査役」、それから旧 J I C A では「異議申立審査役」ということだったんですが、それを「異議申立審査役」といたしました。こちらも同じように、J I C A の業務あるいは開発協力に通じたご専門の方を、公募という形で選出しようと考えております。

ちなみに、この異議申立手続というのは、世界銀行やアジア開発銀行といった国際機関あるいは一部のバイの機関でも設けられておる制度でございまして、特に世銀や A D B ですと、かなりハイレベルの方が3年とか5年ぐらいの任期で委員を務められていらっしゃいまして、インスペクションパネルとかカウンタビリティメカニズムとかって言ってますが、彼らがオペレーションの部隊とは独自に、途上国から異議があれば調査をして、その結果を理事会に報告をするというようなことをやっております。

○一般参加者（高橋） 済みません。あともう1点ですが、異議申立制度についてお尋ねしたいのですが、異議を申し立てるのは現地の人でもできるということですよ。その場合、情報公開という手段ですが、これは、実際現地に住む人たちがもしかしたら少数民族であるかもしれないわけですし、そういった人たちに伝達するツールというのは、果たしてどういうふうに行うのか。よく気になるのが、英語での情報公開は当然だと思うんですけど、例えばその英語が、現地の人たちに本当に通じるのかどうか。本当に利害関係のある人たちには、どのようにして伝わるのかと思うのですが。

○ J I C A （杉本） 今ご質問いただきました点、異議申し立ての前提として、実はプロ

プロジェクトの検討がなされる場合に、どのような言語なりを使って関係の人たちに説明がなされてきたという点だと、そこが一つポイントになってくると思いますが、このガイドラインの中では、基本的にはそういった先住民族の人たちの場合には、その人たちがきちんと理解できる言語、表記、こういった伝達ツールでもって、きちんとその内容を説明していくということを規定しています。特に少数民族に限らなくても、基本的にはその現地語でもって対応していくということを基本にするということを考えていまして、例えば環境影響評価（E I A）を行う場合、プロジェクトが実施される国で公用語又は広く使用されている言語で書かれ、その国で承認され、その関係の機関ですとか役所で公開されて、見たい人はいつでもそこに行き行って見ることができるし、コピーをとりたいたいという人がいれば、行ってとることができる、我々も審査のときには、そこはきちんと担保されていますよね、情報にアクセスが自由にできますよねということは、特にカテゴリ A の場合には、我々直接行きますので、そこで直接相手に確認をして担保しますし、ガイドラインの中でも、そういった情報公開が非常にきちとなされるということを求めています。国によっては、インドのような場合ですと、そこで英語が比較的通じるという場合には、たまたま英語でということもありますけれども、基本的にはベトナムであればベトナム語、インドネシアであればインドネシア語、少数民族等々が関係してればその言語ということで、ドキュメントもそうですし、あとはステークホルダーミーティングをやって説明をするような際にも、そういった配慮をきちんと行って、関係者にきちんと理解をして、納得をした上で物事を進めていくということを規定しています。

○一般参加者（高橋） ありがとうございます。

○J I C A（岡崎） 言葉の問題に加えて、いろいろな環境のもとで自由に異議申し立てをするにはちょっと怖いというか、何かしらまれるかもしれないということが想定されますので、代理人による異議申立も可能にしています。本当にその方が授權をされて、その方の代理人であるということの確認は必要ですが、直接その方ではない方が代理人となって異議申立をするということは、可能なシステムにしてあります。

○一般参加者（高橋） 政府がパートナーになると思うのですが、少数民族の問題でしたら、少しセンシティブな政治的な問題も絡んでくるかと思うのですが、そういう人たちの意見を集約するっていう、それはやはり J I C A がそこまでするということでしょうか。それとも、現地のコミュニティがある程度まとめてしまうということなのでしょうか、こういったプロジェクトが動く場合。ごめんなさい、素人的な質問で。

○JICA（杉本） 今のご質問の点ですが、やはりプロジェクトのオーナー、プロジェクトを実施する主体はあくまでも相手国ということになりますので、基本は相手国がアクションをとって、きちんと意見を集約しということになりますけれども、JICAも協力準備調査というツールなり、実際に直接現地に入ってということもあるかと思いますが、そういった相手国のアクションを支援するという形です。例えばガイドラインにこういったことで書かれていると。それは具体的にこういったシチュエーションではこういったことで進めていく必要があるので、そこはきちんと守ってやってほしいというようなことを助言・支援しつつ進めていくということは、プロセスの中で行っていく必要がある、そういった状況になればやっていくというものでありますし、あと、実際それがちゃんとできているかということの確認につきましては、きちんとしたドキュメンテーションでもって相手国政府からそういった説明書類を出してもらって、事後的な確認もきちんと行うということを規定しています。

ここににつきましては、先ほどもちょっとご紹介しましたが、例えばガイドラインの26ページを見ていただきますと、先住民族に関しまして、プロジェクトの検討に当たって、どういった配慮がなされなければならないかということの規定しています。1. は総論的なことが書いてありますけれども、2. では具体的にどういった手段、やり方、考え方に沿って手続を進めなければいけないかということ。3. につきましては、より具体的に、例えばそういった計画をつくる場合には、真ん中あたりにありますが、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく当該先住民族との協議を行うと。その際には、彼ら、彼女らが理解できる言語と様式により説明が行われているとこういうようなことを書いてまして、これらのことは、その次の世界銀行のセーフガードポリシーのOP 4. 10という中に書いてありますので、それもこのガイドラインとリファーしつつ、要はその中に掲げられていることについてもやっていくことが望ましいということで、極力この、そういったセンシティブかつクリティカルな点については担保していこうということで、このガイドラインは作成されています。

○JICA（岡崎） 何々しなければならない、あるいは何々が行われていることを原則とするとか、そういう書き方になってるんですが、基本的には、これは相手国側がやらなくてはいけないことが書いてあります。ただし、我々がその審査をする場合には、本当にそういうことが行われたかどうかということは確認します。ですから、例えばこの世界でFPICの原則と言いますが、この2の先住民の2. のところに、十分な情報が提供

された上での自由な事前の協議というのは、F P I CのFの full ですよ、Pは prior で事前、それから informed consultation。要は、そういうことが行われたかどうかということは確認します、我々の方が。先住民の意思決定のシステムは必ずしも我々のような、先進国の民主主義的な手続とは限りませんで、先住民の社会独特の意思決定のメカニズムがありますので、そういったものを確認しながら、この原則にも照らし合わせた合意形成が得られたかどうかということについて、J I C Aの側が確認することになります。

○一般参加者（高橋） それは政府にではなくて、先住民族の方に、現地の人たちに確認をするということですか、J I C Aが。政府に確認をしましたので、ということ。

○J I C A（岡崎） ですからそこは、ケース・バイ・ケースだと思いますが、まさにプロジェクトを実施することで、先住民族に影響を及ぼすことがはっきりしているような場合には、もちろんプロジェクトを実施しようとする側の政府機関にも確認しますし、それから意見を表明している側に対して、政府はこう言っているけどもということ、その審査の過程で先住民からの聞き取りを行うというケースも出てくると思います。

○一般参加者（高橋） ありがとうございます。

○一般参加者（瀬良） 済みません。あと一つですが、そういったガイドラインが、これは守られてないんじゃないかってなった場合に、プロジェクトの中止なんかもあり得るんでしょうか。

○J I C A（岡崎） あり得ます。まずそもそも、プロジェクトの準備段階でそれが守られていなければ取り上げないということが、ここに書いてあります。それから、実施段階で、合意された内容が守られていなければ、中止もあり得るということが書いてあります。J I C Aがどこまでやれるかということなんですけれども、一つには、準備段階で適切な環境社会配慮の確認が行われていないということがわかれば、これはもうJ I C Aとして取り上げないということが出来るわけですね。

むしろ難しいのは、準備の段階ではお互いこういうことをやりますと、やっってください、やりますということで合意をしましたと。ところが、円借款にしても無償資金協力にしても、そこから入札をやってプロジェクトの実施者が、入札が行われて受注者が出て、応札者が出てきて、それで受注企業が決まって、プロジェクトが始まるという段階に至るまでには、かなり時間が経ってしまうわけですね。プロジェクトが始まったときに、例えばJ I C Aの側も担当者が変わったりとか、政府の側も担当者が変わったりとか、お互いが組織と組織で、あるいはJ I C Aと相手国政府との間で合意がなされていたとしても、それ

が本当にそのまま守られてるかどうかということについて、必ずしも十分な配慮がなされていないということが、これまでもご批判としてありましたし、我々自身の反省としてもあるわけです。そこは今後、モニタリングを充実させることによって対応していきたいと思っています。

一方で、ご質問の点についてですが、例えば我々が、環境社会配慮についてきちんと対応されていないということについて、何かアクションをとろうと思えば、よほどひどい問題が起きている場合は別にして、モニタリングする上で守らなくちゃいけないことについてお互いで合意をしてる、その合意が守られてないからいろいろものが言えるわけです。ですから、審査段階ではいろいろなプロジェクト、タイプによって何をモニタリングしていくか、合意していくかというのはさまざまですが、JICAと相手国政府や実施機関との間でプロジェクトを実施していく上で遵守すべき、守っていかなくてはいけないことについて合意するわけです。その合意文書があるからこそ、合意に反してればアクションが取れます。その合意を超えて、何かめっちゃくちゃな問題が起きているようなのがあれば、これはもう本当に別な手段ということはあると思いますが、JICAとしては、やはりアクションをとるための根拠が必要ですので、プロジェクトの特性に応じて、何をモニタリングしていくかということがすごく重要になってくるということだと思います。

○一般参加者（小寺） ガイドラインのお話とずれるんですけども、今後の取り組みのところで、二つ目の中ポツで、技術協力による相手国の制度改善のところで相手国のレベルアップということをおっしゃってましたけど、具体的にどういうことをやっていこうとか、そういうものはあるんですか。あったら教えてください。

○JICA（岡崎） 今、ドナーの側で、こういうガイドライン、世界銀行とかアジア銀行みたいな国際機関もあれば、JICAのような場合の2国間の機関、大体みんな同じようなものを持ってらるわけです。ただ、その議論の中で、本当に目指すべきゴールは何かというと、それは先ほど杉本も申し上げましたけれども、援助する側があれやれ、これやれということではなくて、援助を受ける側が自ら環境社会配慮もきちんと確認をするということが最終的なゴールです。そこに今、ギャップがすごくあるわけですね。我々の世界で、カントリーシステムという言葉があるんですが、途上国側のシステムのレベルを上げることで、我々が何もガイドラインを持ち出してこなくても、途上国の基準が、もう十分先進国並みの基準ないしは国際的な基準で、それをチェックすれば支援ができるというレベルに持っていきこうというのが大きな流れです。ただ、そこにいくには相当時間がかかるよね

ということも実感としてはあります。今、具体的には、これはドナーの側で国のレベルでいくとなかなか難しいんですが、途上国の中でも例えばある国の、この実施機関は、極めて環境社会配慮の能力が高いという、あるいはもう少しサポートすれば十分そういうことができるというようなところを、パイロットケースとして選んで、実際本当に大丈夫かというようなところを、世界銀行が中心になって確認をしています。だれが見てもそういうふうなところになれば、そういうところへの援助については、その各機関の基準を使ってもいいんじゃないかという流れがあります。ただ、繰り返しになりますけれども、ほとんどの場合は、まだまだそこまでいっていないので、そういうレベルにするために、パイの機関である J I C A としてできることは、日本に研修生として呼んだり、あるいは我々の方から技術協力という形で行って、その環境配慮ないしは社会配慮のノウハウを移転するとか、特に日本の場合ですと、公害の関連とかそういったことを経験してきて、非常に進んだ技術とか基準とか、あるいはその基準を満たしていない場合の対応の仕方とか、そういうノウハウが行政にも企業にも蓄積されてますので、そういうことを学ばせることで、彼らが、今のままじゃいけないと、要するに、もう少しレベルを上げていこうということを、時間はかかるかもしれませんが、お手伝いをしていくと。この J I C A の大阪センターでも、そういうタイプの研修をやっておりまして、我々の部からも講師を派遣したりしていますし、その研修生の皆さんが、日本政府や地方公共団体の担当のところに行って、いろいろと学ばれていると。これは時間がかかる作業ですけども、そういうことを支援していくという、そういうことをここでは言っています。

○一般参加者（小寺） ありがとうございます。

○一般参加者（瀬良） 済みません。確認っていうか、ちょっとした疑問なんですけども、最初に私がカテゴリ分けの話をお聞きしたと思うんですけども、最近、援助効果とかの話が結構出ていて、例えば一般財政支援であったりとか、ほかのドナーと一緒にプロジェクトの実施をしたりされるようなことがあると思うんですけども、そういったものは F I になるのでしょうか。

○J I C A（岡崎） 従来のガイドラインでは、財政支援はカテゴリ C でした。というのは、財政支援というのは、途上国政府の財政というお財布にお金が入っちゃうわけですね。そこから先はもうわからないわけですよ。ただし、その支援をすることで政策の実施を求めていくということをやっていたわけですね。これは、従来はカテゴリ C だったんですが、今回のガイドラインの改定の議論の中で、有識者委員会でカテゴリ C はおかしいじゃ

ないかと。特に、一般財政支援だったらそれは本当に一般財政支援なんですけれども、プログラムローン、要するに特定のセクターとかの改善を求めていく財政支援を行う場合、例えば最近ですと気候変動とか、そういうものを行うときに、政策の中身に例えばパイロットプロジェクトみたいなものがあります。それが森林のプロジェクトで、これは実際世界銀行であった事例なんですけれども、森林のプロジェクトと言いながら、実際には森林の伐採もあって、森林で生計を得ていた少数民族の人から異議申立がありました。コンゴの事例です。これは世界銀行の **inspection panel** がその住民の訴えを認めたという事例があります。そういう事例もあるので、プログラムローンも、そのプログラムの中身でカテゴリ分けをすべきだという議論をいただきまして、新しいガイドラインでは、財政支援はカテゴリCという従来の財政支援ならカテゴリCという形でガイドラインに書いてあったんですが、今回は財政支援ということを一括には規定してませんで、すべて中身で議論をしていくということにしました。実際にどこまで政策の範囲との直接の因果関係とかなかなかわかりませんし、難しいとは思いますが、そういうご提案をいただきましたので、新しいガイドラインのもとでの財政支援の際のカテゴリ分類というのは、従来のように自動的にCということではなくなります。

○一般参加者（瀬良） ありがとうございます。

○JICA（岡崎） 冒頭にも申し上げましたし、先ほども申し上げましたけれども、きょうここで、ガイドラインについて理解を求めて、もちろんそれも目的ですが、まだこれはドラフトの段階でございますので、我々としては30回も議論してきたものですから、かつそれに基づいて、我々の理事会でも、一応ドラフトとしての了承を得ているものなので、それなりのものになってると思っておりますが、やはり皆様の方で内容をごらんになって、やっぱりここはおかしいんじゃないかとか、これが抜けてるんじゃないかとか、そういうご提案、ご意見を期待しております。何でも構いませんので、ホームページの方へアクセスをしていただいて、ご提案やご意見やご質問をしていただければと思いますし、きょうは関西のNGO協議会の代表ということでお越しいただいたと思うんですが、構成されているNGOのメンバーの方多々いらっしゃると思いますし、お詳しい方もいらっしゃると思いますので、こういう場があったということをご報告いただいて、何かコメントがあればJICAのホームページの方へということで、お伝えいただければと思います。

○一般参加者（瀬良） 会員団体に共有したいので、このパワーポイントの資料をデータでいただくことはできないでしょうか。

○JICA（岡崎） 構いません。

○一般参加者（瀬良） ありがとうございました。

午後3時42分 閉会